日本アプライドスポーツ科学会役員選出規程

令和3年1月23日制定

(目的)

第1条 会則第4章に示す役員の選任を円滑に遂行するために本規程を定める.

(理事会の構成)

第2条 理事会は「理事候補者推薦委員会」が正会員の中から推薦する 10 名以内と、次期理事長が正会員 の中から推薦する若干名で構成する. 推薦は男女比率も考慮して選出する.

(理事候補者推薦委員会)

- 第3条 理事候補者を推薦するために「理事候補者推薦委員会」(以下「推薦委員会」という)を設ける.
- 第4条 推薦委員会は、現任会長並びに理事長、常務理事の6名で構成する.
- 第5条 推薦委員会の委員長は会長、幹事は理事長とし、役員選出に関わる総会の4ヵ月前までに委員会を 開催するとともに、必要に応じて推薦委員会を開催する.
- 第6条 推薦委員会は、理事候補者10名の各候補者を推薦する.

(理事長の選任)

第7条 理事長は、会則第10条(4)に基づき、理事候補者の互選により選出する.

(理事長における理事の選任)

第8条 会則第10条(2)に基づき、理事長候補者が正会員の中から理事候補者若干名を推薦する.

(副理事長の選任)

第9条 副理事長は、会則第10条(5)に基づき、理事長候補者が理事候補者の中から推薦する.

(会長,副会長の選任)

- 第10条 会長,副会長は、会則第10条(1)に基づき、理事会の推挙により選出する.
- 第11条 会長、副会長が理事候補者より選出された場合は、推薦委員会が理事候補者を推薦して補う。

(常務理事の選任)

第12条 常務理事は、会則第10条(3)に基づき、理事候補者の互選により選出する.

(事務局長の選任)

第13条 事務局長は、会則第10条(6)に基づき、理事長候補者が正会員の中から推薦する。

(監事の選任)

第14条 監事は、会則第10条(7)に基づき、理事会が正会員の中から推薦する.

(幹事の選任)

第15条 幹事は、会則第10条(8)に基づき、理事長候補者が正会員の中から委嘱する.

(役員の選定)

第16条 すべての役員の選定は、会則第10条に基づき、総会において審議決定する.

付則 本規程は、令和3年4月1日から施行する.